

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう(予習は不要です)

■法令のイメージトレーニング

- ①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定?
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当ててることに意味はありません。

■「12m」に関連する規定

法52条()
2項

9項

■「10m」に関連する規定

法56条()
「第三号」

6項→ 令132条()

■「1m」に関連する規定

法52条()
3項

法56条()
6項 → 令135条の2()

→ 令135条の3第二号()

→ 令135条の4第二号()

■「1/10」に関連する規定

法53条()
3項

- ③. 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「…以上、…を超える」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

法52条(容積率)

- 1項 法定容積率
- 2項 道路容積率 住居系 ○/10 乗じたもの
幅員に 非住居系 ○/10 乗じたもの

9項 特定道路(幅員0m以上)に接続する
前面道路(0m以上, 0m未満)延長が0m以内

法56条(建築物の各部分の高さ)

- 1項一号: 二号: 三号:
…真北方向の水平距離に1.25を乗じ,
1,2低層(田園)は0mを1,2中高層は0mを加えたもの

令132条(二以上の前面道路がある場合)

- 「2Aかつ35m以内の区域」及び
「道路Bの中心線から0m(以上のor超える)区域」
幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす

法52条(容積率)

- 3項 地階住宅1/3緩和
地階でその天井が地盤面からの高さ0m以下
住宅又は老人ホーム等
- 4項 地盤面

法56条(建築物の各部分の高さ)

- 令135条の2(道路斜線・高低差緩和)
敷地の地盤面が前面道路より1m以上○○場合
令135条の3第二号(隣地斜線・高低差緩和)
敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上○○場合
令135条の4第二号(北側斜線・高低差緩和)

法53条(建蔽率)

- 3項 8/10以外の地域
・耐火緩和「 地域」「 建築物」・角地緩和
- 6項 8/10の地域
・耐火緩和「 地域」「 建築物」